

## 本会元職員の不祥事に関するご報告及びお詫びについて

本年6月24日に報道発表させていただいた、本会職員の不適切経理による社協資金着服事案については、本会事業並びに運営に対しご支援、ご協力をいただいている皆様をはじめ、関係する多くの皆様、特に社会福祉協議会の趣旨に賛同いただいている町民の皆様並びに社協事業などをご利用いただいている方々の信頼を著しく失墜させることとなり、誠に申し訳なく心よりお詫びを申し上げます。

本件につきましては、弁護士事務所及び税理士事務所に依頼し、元職員の着服額及び着服期間の特定を進めてまいりましたが、着服は長期間に及んでいることが判明し、調査に時間がかかり、管轄警察署への告訴状提出に時間を要する結果となりました、重ねてお詫びを申し上げます。

弁護士事務所等の調査により、当該職員による着服金額及び期間が特定され、告訴状を提出しましたことから、社協として、今後とるべき是正・改善策並びに当該職員の懲戒処分及び関係職員に対する処分の状況について報告させていただきます。

本会では、この度の不祥事を重く受け止め、二度とこのような事態を起こさないよう、人事の見直しや会計経理の改善を図り、職員一人ひとりが、本不祥事を胸に刻み、再発防止策を講じ、町民の皆様からの信頼回復に向けて、真摯に業務に取り組んでまいります。

今後とも、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、この度の不祥事に関するご報告並びにお詫びとさせていただきます。

令和5年10月23日

社会福祉法人洞爺湖町社会福祉協議会

会 長 福 井 政 吉

## 不祥事に関する現状報告

### (1) 不適切経理による被害金額及び期間

- ・被害金額 31,992,239円（横領自認額）
- ・被害期間 平成25年度～令和4年度（10年間）  
※被害金額については、警察の捜査により変更となる可能性があります。

### (2) 被害額の回収

- ・被害額の全額弁済を求めていく（損害賠償請求）

### (3) 当該職員及び関係職員の処分について

- ・当該職員は、令和5年5月31日付で解職（懲戒免職）処分
- ・関係職員については、早急に懲戒処分を行う

### (4) 刑事告訴

- ・令和5年10月11日に伊達警察署に告訴状を提出

### (5) 当該不祥事を踏まえ社協として業務改善策（再発防止策）

- ・コンプライアンスに関する研修等への参加の実施
- ・定例監査の外部専門家の立ち合い
- ・本会経理規程等の遵守
- ・預金通帳及び銀行印管理の厳格化
- ・会計システムの入力方法の改善（記帳業務の外部委託）
- ・インターネットバンキングの利用による現金の取扱いの縮小
- ・人事異動の見直しによる内部けん制機能の強化
- ・人事配置の適正化
- ・他組織との交流による人材育成及び情報収集